

品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業実施要綱

■制定 令和8年7月1日要綱第171号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内に在住する子育て世帯に対して転居費用の助成を行うことにより、住み替えが必要となった子育て世帯の区内での定住化を促進し、もって子育て世帯の定住促進および地域経済の活性化に寄与することを目的とする、品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 転居日もしくは申請日において、同居する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（第7条に規定する助成金の交付申請時点（以下「交付申請時」という。）で、親子健康手帳（母子健康手帳）が交付されている者の胎児を含む。）を養育する世帯をいい、ひとり親世帯を含む。
- (2) 取得した住宅 世帯に属する者いずれか1人以上が契約名義人となり売買契約もしくは建築工事請負契約を締結した自己居住用の住宅であり、区内に新たに建築した住宅（注文住宅等）または区内に新たに購入した住宅（建売・分譲・中古戸建て住宅、新築・中古マンション等）をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 区営住宅、区民住宅、都営住宅および都民住宅を除いた区内に所在する自己居住用の賃貸住宅のうち、世帯に属する者いずれか1人以上が契約名義人となり、区内に新たに賃貸借契約を締結した住宅をいう。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、転居に際して要する費用（以下「転居費用」という。）であって、引越費用、仲介手数料、登記費用および礼金とする。

(助成対象世帯の要件)

第4条 助成の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、子育て世帯のうち次の各号に掲げる要件をすべて満たす世帯でなければならない。

- (1) 申請日において、世帯に属する者すべてが対象住宅に居住し、住民票上の住所を有していること。
- (2) 申請日において、満2歳未満の子どもを除く世帯に属する者すべてが区内に

2年以上継続して住所を有し、現に居住していること。

- (3) 世帯に属する者すべてが転居した日から起算して引き続き5年以上区内に居住予定であること。
- (4) 町会・自治会に加入していることおよび地域の行事や防災訓練等に参加するなど地域住民との調和を図る意思があること。
- (5) 世帯に属する者すべてが区市町村民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないこと。
- (6) 転居前の賃貸借契約に基づき世帯に属する者いずれかが家賃の支払を行っており、かつ、直近6箇月間の家賃の支払を滞納していないこと。
- (7) 世帯に属する者すべてが過去に区営住宅または区民住宅の使用料を滞納していないこと。ただし、過去に滞納したことがある者で、申請日において完納している場合はこの限りでない。
- (8) 世帯に属する者すべてが過去にこの支援事業を利用していないこと。
- (9) 当該転居費用について、区の他の助成制度を利用していないこと。
- (10) 世帯に属する者すべてが、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (11) 世帯に属する者すべてが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- (12) 世帯に属する者すべてが暴力団関係者又は暴力団員（品川区暴力団排除条例（平成24年7月9日品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (13) 世帯に日本の国籍を有しない者がいる場合、その者が在留資格を有していること。

（対象住宅の要件）

第5条 助成の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。ただし、社宅、従業員寮その他の企業等の福利厚生目的のための住宅、相続により取得した住宅および取得を伴わない親世帯への同居等は除く。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合または同等の耐震性能を有していること。
- (2) 区内に所在する自己居住用の住宅であること。
- (3) 住宅の用に供する部分の占有面積（当該住宅の一部を事業用として使用して

いる場合は、その部分を除く。)が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)における、住宅性能水準の規模以上であること。

(助成額)

第6条 転居費用の助成額は、次のとおりとする。

- (1) 取得した住宅 転居費用の実費(30万円を上限とする。)
- (2) 民間賃貸住宅 転居費用の実費(15万円を上限とする。)
- 2 前項の場合において、子ども(胎児を含む。)が3人以上いる多子世帯については、2万円を一律加算する。
- 3 助成金の交付は、予算の範囲内において誤りや不備がない形で申請を受けた順に行う。なお、予算額に達した時点で、受付を停止するものとする。

(交付申請)

第7条 助成対象世帯を代表し、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、転居した日から6ヵ月以内に、品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し(世帯全員)
- (2) 子育て世帯に妊婦がいる場合にあっては、親子健康手帳(母子健康手帳)の写し
- (3) 区市町村民税納税証明書または非課税証明書(世帯全員)
- (4) 取得した住宅の場合は、対象住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- (5) 民間賃貸住宅の場合は、賃貸借契約書の写し
- (6) 転居費用の金額が分かる領収書その他それを証する書類
- (7) 転居先の町会・自治会加入が分かる書類(町会・自治会費の領収証等)
- (8) 対象住宅が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることがわかる書類
- (9) 住宅の用に供する部分の占有面積がわかる書類
- (10) 転居前の住宅が取得した住宅の場合は、固定資産税・都市計画税納税証明書
- (11) 転居前の住宅が賃貸住宅の場合は、転居前の住宅の家賃の支払い状況を証明する書類(家賃帳、振込明細書等)
- (12) 品川区子育てファミリー世帯転居費用助成金請求書(第2号様式)
- (13) 品川区子育てファミリー世帯転居費用助成事業アンケート
- (14) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める書類
- 2 申請者を含む世帯全員が、住民基本台帳および納税状況を区が職権により照合を行うことに同意したときは、前項第1号および第3号の書類の添付を省略することができるものとする。

- 3 前項の規定による世帯のうち未成年者については、申請者が確認同意の署名をすることにより同意したものとみなす。

(助成の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第4条および第5条に規定する資格要件に関する審査をし、その審査結果を品川区子育てファミリー世帯転居費用助成金交付決定・非決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、申請者に対し、当該助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 区長は、助成金の交付を受けた者(以下「助成金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) 第4条第3号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定を取り消すことが適当であると区長が認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しをした場合において、既にその取り消しに係る部分の助成金を交付しているときは、品川区子育てファミリー世帯転居費用助成金返還命令書(第4号様式)により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成金受給者から報告を求め、または自ら調査することができる。

- 2 助成金受給者は、前項の規定により区長から報告等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から適用する。
- 2 第2条第2号に規定する売買契約又は建築工事請負契約は、令和8年4月1日以後に締結したものを対象とする。
- 3 第2条第3号に規定する賃貸借契約は、令和8年4月1日以後に締結したものを対象とする。

4 第7条に規定する交付申請は、令和8年7月1日から受け付けるものとする。